

高知県立山田高等学校校友会 会則

第 1 章 名称と目的

第 1 条 本会は高知県立山田高等学校校友会と称する。

第 2 条 本会は事務局を母校内に置く。事務局には事務局長の他に事務局次長及び事務局員を置くことができる。本会の支部は、本校 P T A の定める地区に準じて設定する。その他の地区においては役員会の承認を得て支部を設けることができる。

第 3 条 本会は会員相互の親睦向上を図り母校の発展に貢献し、社会文化の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 事業

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員名簿の作成及び会報の発行

2. その他必要な事業

第 3 章 会員

第 5 条 本会は次の会員を以て組織する。

1. 普通会員 高知県立山田高等女学校、高知県立山田高等学校卒業生、同併設中学校卒業生、同別科修了者、その他総会で認めた者

2. 特別会員 高知県立山田高等女学校及び高知県立山田高等学校現旧職員

第 6 条 普通会員は卒業の際、第 18 条の入会金を納入しなければならない。

第 7 条 会員は改姓、転居その他異動を生じた時はその都度事務局に通知するものとする。

第 4 章 役員

第 8 条 本会に次の役員を置く。

名誉会長1名、会長1名、副会長3名、理事若干名（含支部長）、

監事3名、会計2名（内1名は事務局長）、書記3名

第9条 名誉会長は現職校長に委嘱する。

会長、副会長、監事は普通会员において選出する。

理事、書記、会計は会長がこれを委嘱する。

理事は第2条の規定による他本校に勤務する卒業者がこれにあたる。

第10条 名誉会長は会長の諮問に応じ、会務に協力する。

会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。

理事は会務の執行にあたる。監事は会計事務を監査する。会計は会計を処理する。

書記は会議の記録並びに雑務に従事する。

第11条 役員の任期は、2カ年とし再任することができる。

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 会 議

第13条 定期総会は毎年1回を原則とし、会長がこれを招集する。会長が必要と認めた場合は臨時に総会を招集することができる。

第14条 総会は次の事項を審議する。

1. 役員の選出
2. 予算決算の承認
3. 会則の決定並びに改正
4. 事業計画の承認
5. その他

第15条 役員会は必要に応じ、会長がこれを招集する。

緊急の場合においては、役員会を以て総会に代えることができる。（但し、総会の事後承認を必要とする）

第16条 総会及び役員会の議決は出席者の過半数を以て決議し、賛否同数の時は議長がこれを決定する。

第6章 会 計

第17条 本会の経費は入会金、寄附金及びその他の収入を以てこれに充てる。

第18条 普通会员の入会金は2,000円とする。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

附 則

この会則は、昭和63年11月19日から効力を発する。

1. 高知県立山田高等学校同窓会会則（昭和54年8月24日改正）

昭和61年8月16日改正

平成30年9月16日一部改正 第2条の事務局体制を追加